平成24年度から適用される個人住民税の税政改正

扶養控除等の見直し

1. 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の方をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。

※年少扶養親族は、住民税非課税の判定に影響するため申告が必要となります。
※年少扶養親族が障害者に該当するときは、従前どおり障害者空除に該当します。

2. 特定扶養親族の範囲の変更

年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、これらの方に対する扶養控除の額が33万円となりました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

3. 同居特別障害者加算の特例措置の改組

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められました。

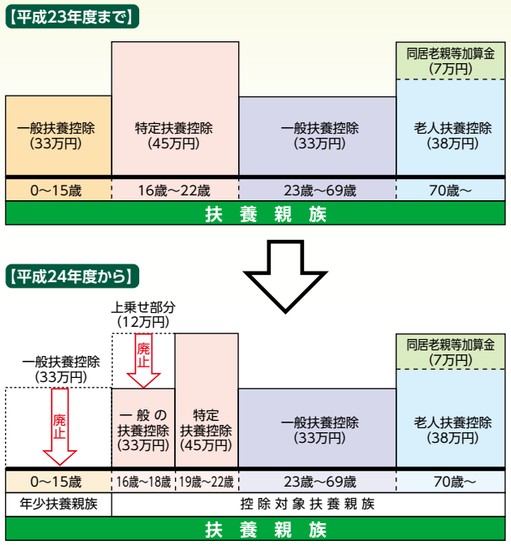

◇一般の控除対象扶養親族の場合

1. 特別障害者（同居特別障害以外）の場合

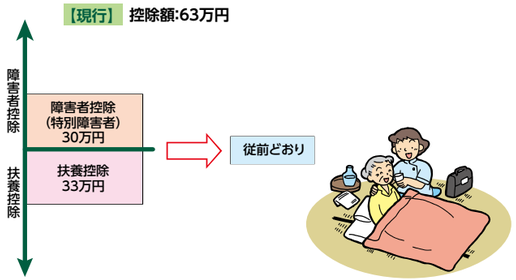

2. 同居特別障害の場合

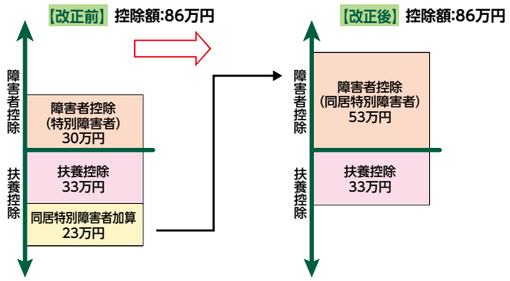

◇年少扶養親族の場合

1. 特別障害者（同居特別障害以外）の場合

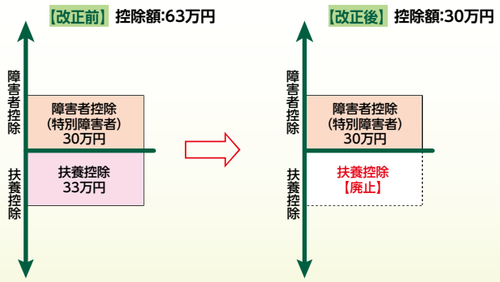

2. 同居特別障害の場合

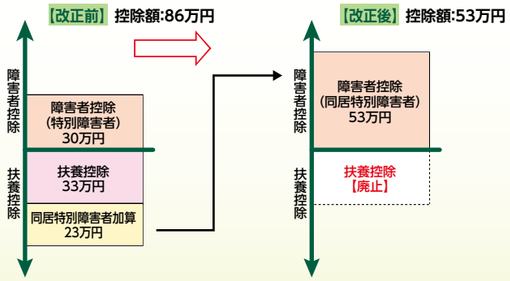

寄付金税額控除の見直し

寄付金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられました。

税務課からのお知らせ

平成２４年度

町・県民税申告 受付日時

税務課（本庁舎）受付期間	① 2月20日～ 2月28日 ② 3月 5日～ 3月15日 ③ 4月 2日～ 4月 6日（※所得税の確定申告受付出来ません。）
受付時間	（午前9時～11時30分　午後1時～5時まで）
東風平庁舎受付期間	2月29日～ 3月 2日（※この期間中は本庁舎での受付は致しません。）
受付時間	（午前9時～11時30分　午後1時～5時まで）

※受付期間以外及び閉庁日は受付できません。
※所得税の確定申告は、2月20日～3月15日まで上記の日程でのみ受付致します。

町・県民税申告　公民館受付日程表

行政区名	受付日	受付時間
小城	2月6日（月）	午前9時～午前11時
伊覇	2月6日（月）	午前9時～午前11時
宜次	2月7日（火）	午前9時～午前11時
高良	2月7日（火）	午前9時～午前11時
友寄	2月8日（水）	午前9時～午前11時
当銘	2月8日（水）	午前9時～午前11時
世名城	2月9日（木）	午前9時～午前11時
屋宜原 屋宜原団地 県営屋宜原団地	2月10日(金)	午前9時～午前11時 会場:屋宜原公民館
外間団地 第一団地 白川ハイツ	2月10日（金）	午前9時～午前11時 会場：白川ハイツ集会所
外間 外間高層	2月13日(月)	午前9時～午前11時 会場：外間公民館
上田原	2月13日（月）	午前9時～午前11時
東風平	2月14日（火）	午前9時～午後 3時
大倉ハイツ 東ハイツ	2月15日（水）	午前9時～午前11時 会場：大倉ハイツ集会所
志多伯	2月16日（木）	午前9時～午前11時
富盛	2月17日（金）	午前9時～午後 3時

行政区名	受付日	受付時間
具志頭	2月6日（月）	午後2時～午後4時
新城	2月7日（火）	午後2時～午後4時
安里	2月8日（水）	午後2時～午後4時
後原	2月9日（木）	午後2時～午後4時
与座	2月9日（木）	午後2時～午後4時
仲座	2月10日(金)	午後2時～午後4時
玻名城	2月13日(月)	午後2時～午後4時
大頓 県営大頓団地	2月15日(水)	午後2時～午後4時 会場:大頓公民館
港川	2月15日(水)	午後2時～午後4時
長毛 県営長毛団地	2月16日(木)	午後2時～午後4時 会場:長毛公民館

※所得税の確定申告は公民館では受付致しません。

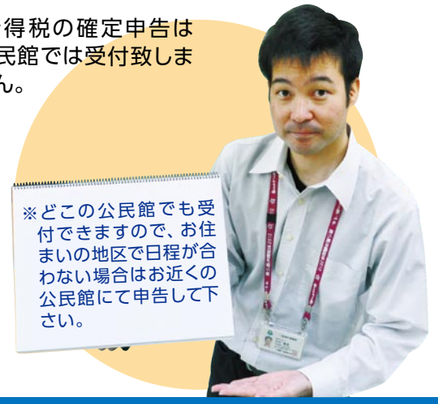

お問い合わせ先　八重瀬町役場　税務課（電話番号　098-998-9593）

わたしは、町・県民税申告？確定申告（国税・所得税）？

スタート

平成24年1月1日現在、八重瀬町に住んでいましたか？

- いいえ → 八重瀬町への町・県民税申告は不要です。平成24年1月1日現在、お住まいの市町村で申告してください。
- はい → 平成23年中に収入がありましたか？

平成23年中に収入がありましたか？

- いいえ → お手数ですが、申告書に収入がなかった理由等（扶養されていた人・生活保護である等）をお書きのうえ提出してください。
- はい → 税務署へ所得税の確定申告を提出しますか？

税務署へ所得税の確定申告を提出しますか？

- いいえ → 公的年金収入がある方
- はい → 給与収入がある方

給与収入がある方

勤務先から給与支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。

◇年末調整をしていない方
◇給与以外に収入があった方

※勤務先から給与支払報告書が提出されない場合は、勤務先の担当者に給与支払報告書を八重瀬町に提出するよう依頼してください。

公的年金収入がある方（遺族年金、障害年金除く）

日本年金機構などから年金支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。

◇扶養・社会保険料・医療費控除等を変更又は追加される方
◇年金以外に収入があった方

農業、営業、不動産、その他、収入がある方

申告の必要があります。帳簿や領収書などをもとに申告書を記入してください。

必要経費については、必ず領収書・帳簿等をご持参ください。

税務署の確定申告会場へ

申告会場は、「浦添市産業振興センター・結の街」です。

役場の町・県民税申告会場へ

申告会場は、2月20日～2月28日・3月5日～3月15日→役場本庁（税務課）
2月6日～2月17日→各字公民館（詳しい日時は表をご覧下さい）
2月29日～3月2日→東風平庁舎（詳しい日時は表をご覧下さい）

平成23年度 中学生の「税金についての作文」、「税に関する高校生の作文」入選者

将来を担う中高生が、身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深める事を目的に、税をテーマに募集した作文の受賞者が決まり、町内の学校からも３名が入賞しました。

【那覇青色申告納貯貯蓄組合長賞】

野國美波　具志頭中学校3年　「税金の使い道」
新垣聖花　東風平中学校3年　「税金について考えた事」

【那覇税務署長賞】

前粟蔵萌　向陽高等学校1年　「税に支えられて」

県税・市町村税滞納整理強化月間について

八重瀬町 みんなの税がいきています。（こども税金教室）

自主財源及び税の公平・公正を確保する目的で、平成23年11月1日から12月31日までの期間、県税・市町村税滞納整理強化月間に伴い、横断幕の設置、タイヤロック、夜間戸別訪問、租税教室等（写真）を実施しました。

横断幕については、国道５０７号沿いの3カ所に設置しました。

タイヤロックについては、町内の長期滞納者をはじめ、悪質な滞納者に対しては、那覇県税事務所が現在も対応しています。

また、夜間戸別訪問については、10月31日～11月1日税務課（職員【16名】・及び税嘱託相談員【4名】等）が79世帯を行い、11月7日～11月11日は自主財源等徴収対策本部（町三役、管理職計23名）が２２３世帯を収納率向上対策夜間戸別訪問と併せて行いました。この他、期間中には広報車による、納税者への早期納付を呼びかけました。

私たち国民の生活の安全と向上を図るために、国や地方公共団体が様々な働きをしていますが、その財源は税金です。税金の役割について学ぶ目的で11月8日、社団法人那覇法人会が白川小学校6年生89名を、12月7日、八重瀬町税務課が具志頭小学校6年生80名を対象に「こども税金教室」を開きました。子どもたちは、税金のしくみについて学習し、税の使いみちについてセルラースタジアム等の公共施設を見学しました。滞納強化月間は終了しましたが、納め忘れのある方は、早めに納めていただきますようお願い申し上げます。

八重瀬町地域福祉（活動）計画を策定します!!

皆様が地域で暮らしていく上での課題や地域での福祉活動に関するお考えや要望・意見などの把握を目的に、無作為抽出にて、1,000 名の方々へ町民実態調査を実施します。ご協力よろしくお願いいたします。

地域福祉とは？

私たちが住む地域には、何らかの手助けや支援を必要としている人たちも多く住んでいます。また、家庭や地域の力、人と人とのつながりが徐々に希薄になるなかで、対人的な不安やストレスを感じたり社会的に孤立するといった問題も生じつつあります。「地域福祉」とは、こうした生活上のさまざまな課題について、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、だれもが安心して自立した生活を送ることができるよう、ともに支えあい助けあいながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組みのことをいいます。八重瀬町では、幅広い町民の主体的な参加と町民、事業者（社会福祉を目的とする事業を経営する者）、行政の協働のもとに、自助、共助、公助が相まって、いきいきとして安心して暮らせる、人と人とが支え合う福祉コミュニティを実現することを目的に、八重瀬町地域福祉（活動）計画」を策定します。

第1回の八重瀬町地域福祉計画策定委員会が11月29日（火）に八重瀬町役場にて開催し、委員11名が八重瀬町と八重瀬町社協から委嘱され、委員長に神里博武氏（学識経験者）、副委員長に伊集守晃氏（福祉関係者）が選出されました。

平成24年経済センサス－活動調査を実施します

- ●平成２４年２月に実施する経済センサス－活動調査は、すべての企業・事業所を対象に、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。
- ●この調査では、商店、旅館、工場、倉庫、銀行、学校、病院、学習塾、飲食店など、全国すべての事業所が対象となります。
- ●調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。
- ●支社等のない事業所等には、調査員が直接伺い、調査票をお配りします。
- ●支社等を有する企業には、国、都道府県及び市が民間事業者を通じて本社等に調査票を郵送します。
- ●調査票は、平成２４年１月末日までにお届けします。

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。八重瀬町企画財政課　☎998−2668

お問い合わせはこちらです！

コールセンター☎0120−44−1034（通話無料）
※設置期間　平成23年12月1日～平成24年3月31日
午前9時～午後9時（年末年始除く）

総務省・経済産業省・沖縄県・八重瀬町

経済センサス・活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成２４年 経済センサス 活動調査　平成24年 2月1日（水）

日本経済の「いま」を教えてください。
平成24年経済センサス-活動調査　経済センサス　検索
http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm